

配置転換、解雇、団体交渉でお悩みの皆様へ

労使トラブル

話し合いで解決して
みませんか？



手続きは、

簡単

丁寧

無料

詳しくはこちらまで御連絡ください！

埼玉県労働委員会事務局

☎ 048-830-6452・6465

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁第3庁舎4階

ホームページ

埼玉県労働委員会

検索

彩の国 埼玉県



よりよい労使関係のために



「団体交渉がうまくいかない」、「十分な説明がないまま解雇されてしまった」・・・

などなど、職場での困りごとはありませんか？

労働委員会では、こうした労働者（労働組合）と使用者との間のトラブル解決のため、中立・公平な立場で支援をしています。どうぞお気軽に御相談ください。

労働委員会によるトラブル解決！

●労働組合と使用者との間の仲立ちをします。

労働組合と使用者との主張が一致せず、自主的な解決が困難な場合に、「あっせん」等の方法で双方の話し合いをとりもち、紛争解決の援助を行います。

●個々の労働者と使用者との間のトラブル解決を支援します。

個人のレベルでは解決ができないような事案について、あっせん員が、双方から意見を聞いて、歩み寄りによる解決を図ります。

あっせんQ&A！

Q.あっせんってなあに？

A.労使間の紛争を自主的に解決することが困難な場合に、あっせん員が双方の話し合いをとりもったり、主張を調整するなどして、解決のための援助をします。申請は労使どちらからでも可能です。

Q.どんなことがあっせんの対象になるの？

A.解雇等の人事や賃金といった労働条件に関する事、団体交渉や労働協約に関する事などがあっせんの対象になります。

Q.あっせん員には誰がなるの？

A.公益委員、労働者委員、使用者委員の3者があっせん員になります。

公益委員・・・弁護士や学識経験者

労働者委員・・・労働組合役員

使用者委員・・・会社経営者・役員、経営者団体役員

Q.お金はかかるの？

A.裁判と違って県や国に払う費用はありません。ただし、代理人を頼む場合は弁護士費用等がかかります。